

一般社団法人 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会 会費規程

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会 (以下「協議会」という。) 規約第9条に基づく、協議会の会費に関する必要な事項を定めるものとする。

2 本規程の変更は、社員総会の議決を得て行うものとする。

(会費)

第2条

会費は年会費とし、1法人あたりの基本額9千円とし、1サービス提供事業(予防サービスを含む)につき1千円の加算額とする。

2 年度途中に入会する者にあつては、半期以上の場合は1法人あたりの基本額9千円とし、1サービス提供事業(予防サービスを含む)につき1千円の加算額とする。半期末満の場合は1法人あたりの基本額4千5百円とし、1サービス提供事業(予防サービスを含む)につき5百円の加算額とする。

3 予防介護サービスは、介護サービスと一体的に提供されている場合は、合わせて1サービス事業所とする。

4 福祉用具貸与と福祉用具販売が一体的に提供されている場合は、合わせて1サービス事業所とする。

(会計年度)

第3条

協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(年会費の納入方法)

第4条

会員は、協議会からの請求書を受領後、速やかに年会費全額を納入するものとする。

2 年会費の分納は、原則として認めないものとする。

3 年会費は、協議会の指定する金融機関に振り込むか、事務局に持参するものとする。

4 年会費の振り込みにかかる手数料等については、申し込み者の負担とする。

(年会費の納入義務)

第5条

協議会規約第12条に基づき、請求書受領後6か月以上会費の支払義務を履行しなかった場合、会員資格を喪失するものとする。

(入会金・会費の返還)

第6条

協議会は、納入の入会金・会費は、原則として返還しないものとする。

附 則

本規程は、平成26年5月28日から実施する。